

## 成田国際空港供用規程

(平成 24 年 8 月 27 日 規程第 6 号)

改正 平成 25 年 3 月 29 日 規程第 23 号 (ア)

改正 平成 26 年 3 月 31 日 規程第 24 号 (イ)

改正 平成 27 年 3 月 31 日 規程第 28 号 (ウ)

改正 平成 28 年 3 月 31 日 規程第 27 号 (エ)

改正 平成 29 年 3 月 31 日 規程第 18 号 (オ)

改正 平成 30 年 3 月 28 日 成経経企第 2009 号 (カ)

改正 2019 年 10 月 24 日 成管総総第 1103 号 (キ)

### (目的)

第 1 条 この規程は、空港法（昭和 31 年 4 月 20 日法律第 80 号）第 12 条第 1 項の規定に基づき、成田国際空港（以下「空港」という）の利用者に対しそのサービス内容等を周知することにより、利用者の利便の向上に資することを目的とする。

### (運用時間等)

第 2 条 空港の運用時間は、24 時間とする。ただし、航空機の離着陸は、原則として午前 6 時から午後 12 時までとする。(キ)

2 午後 11 時から午後 12 時までの航空機の離着陸は、原則として成田国際空港管理規程第 26 条第 1 項第 1 号に該当する航空機が A 滑走路を使用する場合に限り認めることとする。(キ)

3 空港の機能を確保するために必要な航空旅客又は航空貨物の取扱施設、航空機給油施設及び駐車場の営業時間については、別に定め、インターネットその他の方法により公表するものとする。

### (空港の概要)

第 3 条 滑走路の本数（長さ×幅）

(1) A 滑走路 4,000m×60m

(2) B 滑走路 2,500m×60m

2 単車輪荷重

(1) A 滑走路 45t

(2) B 滑走路 25t

3 エプロン

171 バース (ア) (イ) (ウ) (エ) (オ) (カ)

4 ILS 施設の有無、数、運用カテゴリー

(1) A 滑走路 有、2 式、カテゴリー III b（北側進入用）、カテゴリー I（南側進入用）

(2) B 滑走路 有、2 式、カテゴリー I

(空港が提供するサービスの内容に関する情報)

第4条 次に掲げる空港が提供するサービスの内容に関する情報については、別に定め、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

- (1) 総合案内所その他の空港が提供するサービスに係る施設に関する情報
- (2) 空港管理者の氏名、住所及び連絡先その他の空港に関する情報
- (3) 前各号に掲げるもののほか、空港が提供するサービスの内容に関する情報

(サービスの利用者その他の者が遵守すべき事項の内容)

第5条 空港が提供するサービスの利用者その他の者が遵守すべき事項及び空港の設置管理に関し必要な事項に関しては、成田国際空港管理規程（昭和53年5月15日規程第24号）によるものとする。

附 則

この規程は、平成24年9月1日から施行する。

附 則（平成25年3月29日規程第23号）(ア)

この規程は、平成25年3月31日から施行する。

附 則（平成26年3月31日規程第24号）(イ)

この規程は、平成26年3月31日から施行する。

附 則（平成27年3月31日規程第28号）(ウ)

この規程は、平成27年3月31日から施行する。

附 則（平成28年3月31日規程第27号）(エ)

この規程は、平成28年3月31日から施行する。

附 則（平成29年3月31日規程第18号）(オ)

この規程は、平成29年3月31日から施行する。

附 則（平成30年3月28日成経経企第2009号）(カ)

この規程は、平成30年3月31日から施行する。

附 則（2019年10月24日 成管総総第1103号）(キ)

この規程は、2019年10月27日から施行する。